

## ■第5回大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会での主な意見

※類似の意見、重複するご意見は一部省略しています。また、主旨を損なわない範囲で一部省略しています。

### 1. 小規模校（南第一小学校と南第三小学校）についての主な意見等

1	・地域の方々、子どもたちの気持ちを無視するのではなく、よりよい学校生活、育ちを保障すべき。	アンケートにより意向把握
2	・国の資料では、小規模校に対するデメリットが多く、大規模校はデメリットが少ない。ということは、子どものことを考えると単学級よりも複数学級の方がよいという結論に達する。いろんな経緯はあるが、学校で学ぶ子どもたちのためにどの選択肢がよいのかを考えると、おのずと結論が出てくるのではないか。	
3	・小規模校のデメリットとして、子どもたちの人間関係の固定化をすごく感じた。一度トラブルになると、年度がかわっても心機一転できない。それをフォローしていく先生たちの技量も必要と感じた。また、職員一人当たりの校務分掌の多さをすごく感じた。	P2 法令等による 適正規模の 基準等
4	・南第一小学校と南第三小学校は現在どちらも8学級で、あわせると16学級になる。16学級が一定の規模ならば統合してもよい。	P3 学級数推計 (修正版)
5	・南第一小学校の児童数について第一回委員会資料をみると、令和8年度以降伸びていく(増えていく)推計となっているが、ここまで伸びるのか。	
6	・南第一小学校では急激に人数が減っており、3分の2は単学級という状況になっている。将来の推移を読むのは難しいが、今後増えたとしてもギリギリ2クラスで、3クラスになることはほぼないのではないか。	P4 小中学校の 通学時間・距離
7	・小規模校ならではの良さ、きめ細やかさやアットホームな感じはよいが、子どもたちが通学できる距離に小規模校が2校あるなら、統廃合も可能性としてはある。地域の方の思いもあるので、それに対して賛成・反対ということではないが、近くに小規模校が2校あるのは、ずっと気になっていた。	
8	・軽々には言えないが、距離的に近い気がするので各学年複数年クラスの学校にしていけないか。	
9	・普通に考えると校区の編成しかない。南第一小学校と南第三小学校を統合すれば、こども園もゆったりつくれる。距離的にも近いので、できるはずではないのか。	P5~6 小中学校で 想定する手法 (案)
10	・今熊3丁目は南第三小学校と西小学校を選択できるが、昔からの経緯もあり、現状ではほとんどが西小学校に通っていると思う。ただ、一部でも南第三小学校に通っているのであれば、今熊3丁目を南第三小学校校区に含めていくことも考えられるのではないか。	
11	・義務教育学校や小中一貫校などの制度も考えていけば、もっと子どもたちに対してやさしい教育ができるのではないか。	基本方針を踏まえて次年度以降に詳細検討
12	・いずれの学校も築40年以上が経過して老朽化している。仮に規模を変えなくても老朽化等への対応は必要となる。建築年数で見れば南第一小学校が最も古い。統合する場合はどちらを優先するのか。	

### 2. 大規模校についての主な意見等

1	・東小学校をどうにかしてほしい。運動会も、コロナでなくても2回に分けて行わないと親が入れない。子どもたちも親も全員が入れる学校にしなければならない。	P2 法令等による 適正規模の 基準等
2	・意見書では狭山中学校の運動場の狭さについても触れていたが、教室数の課題は克服できそうなのか。	P5~6 小中学校で 想定する手法 (案)
3	・緊急的などころを先にすべきである。築年数で言えば狭山中学校は南第一小学校よりも古い。	基本方針を踏まえて次年度以降
4	・東小学校の運動場の狭さを解消するために、東幼稚園の敷地のことが頭の隅にあるのか。隣の敷地を使うのはやりやすいが、そうすると東幼稚園に通う子どもたちはどうなるのか。バラバラに考えざるをえないが、バラバラに考えると難しい。	に詳細検討 (数年内の課題は 増築で対応)

### 3. こども園についての主な意見等

1	・就学前の子どもという観点から、市全体での保育ニーズへの対応状況についても情報は共有してほしい。	P8 大阪狭山市内の 特定保育・ 教育施設一覧
2	・令和4年度の教育利用の充足率が低い原因をどう考えるか。素人考えだが、民間の幼稚園はきれいで新しい施設だからではないか。	アンケートにより意向把握
3	・こども園が二つの施設に分かれているのは不自然。当初は待機児童が多く、幼稚園の活用という工夫をしたが、それから何年もたっている。こども園本来のあり方として、一つの施設で0歳から5歳までが一緒に教育を受けるべき。どうすればこども園を一つにできるのか、その条件までは私たちにはわからないが、一園にするのが当然としか言えない。	P7 こども園の 適正規模・ 適正配置の ための方策 (必要な対策) (案)
4	・こども園の現場はキツキツで、多くの子どもたちがいる状態で、空き部屋もない。二つに施設が分かれているのは、子どもにとっても職員にとってもよい環境ではないことは間違いないので、一つになってほしい。	
5	・こども園は一つの施設がよい。暴論になるかもしれないが、例えば小学校は南第一小学校に統合して、こども園と一緒にしたものを南第三小学校の敷地内につくってはどうか。こども園は車での送迎が必要になってくるが、現状では車での送迎はできていないので、不便ということもあるのではないか。	HPで公表
6	・令和5年度の園児募集があることを市民に知らせてほしい。	

## ■法令等による適正規模の基準等（抜粋）

### ①学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省第 11 号）

（学級数の標準）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※同規則第79条により、中学校にも準用する。

### ②義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）※特別支援学級の学級数は除きます

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

二 通学距離が、小学校においてはおおむね4km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1号又第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

### ③公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

小学校 同学年の児童で編制する学級 35 人

中学校 同学年の生徒で編制する学級 40 人

### ④公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日／文部科学省）

（通学時間）

（前略）適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

### ⑤「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」策定指針（第一回委員会資料）

小規模校：6学級～11学級の小学校、3学級～11学級の中学校

大規模校：19学級以上の小中学校

### ⑥幼稚園設置基準

（1学級の幼児数）

第3条 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

（学級の編制）

第4条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

### ⑦令和 4 年度 大阪狭山市立幼稚園 大阪狭山市立こども園 入園のご案内

（入園を募集する幼稚園及び認定こども園）

受付の結果、入園希望児が10名以下で、適切な集団保育の実施が困難になる場合は、当該園の募集を停止することがあります。

### ⑧文部科学省が全国幼児教育研究協会に委託した「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」（平成 25 年 3 月）

○実地調査及び意識調査からの考察（抜粋）

・一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切にし、「協同性の育ち」を培うためには、1学級に、3歳児でも20人前後、4、5歳児は21人以上30人くらいの集団が適切だと考えられていると言える。

○教員が望む1学級の幼児数（抜粋）

・発達の段階を考慮すれば、3歳児は基本的な生活習慣を個々に身に付けることがまず優先される。また、4、5歳児は友達関係が徐々に広がり、集団を形成して生活ができるようになっていく。こうした発達の過程を考慮すれば、3歳児は20人以下、4、5歳児は20人以上、中でも5歳児は25人以上が望ましいということであろう。

### ⑨大阪狭山市新幼保連携推進計画～子どもたちの健やかな育ちを願って～（平成 28 年7月）

○幼稚園として存続する園の選択の基準（以下の3点を総合的に判断）

・新入園児数 20人以上

・地域の0～3歳平均児童数 67人

・施設・敷地の規模や周辺の状況

■学級数推計(修正版) (2022年6月時点推計)

<第2回委員会資料Iでの推計方法>

- ・第5次総合計画と同様にコーホート要因法で推計(基準はH27国勢調査。推計に必要な仮定値のうち、子ども女性比を新たに設定)。
- ・5歳階級人口に対する1歳階級人口の割合は直近3年間の住民基本台帳人口の平均値で按分、校区をまたぐ町丁目は適宜1/2按分。

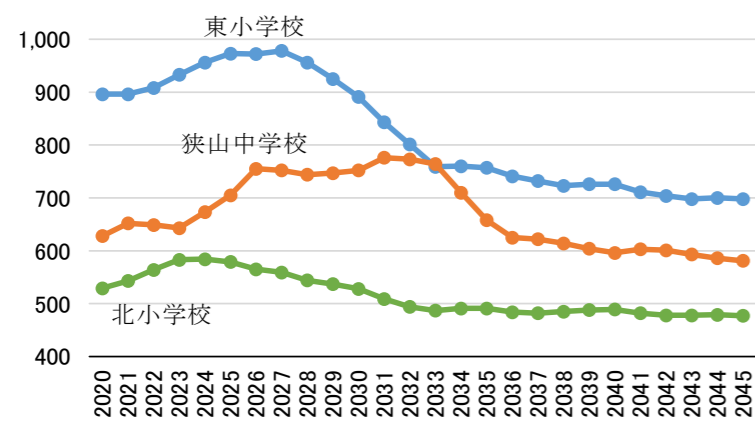
<今回、追加で補正した内容>

- ・H22以降で30戸以上の開発のある町丁目及びR2推計値とR2国勢調査結果で150人超の乖離のある町丁目について個別に補正。
- ・各年齢の5年間の増減は一律と想定し、1年ごとに整理した。

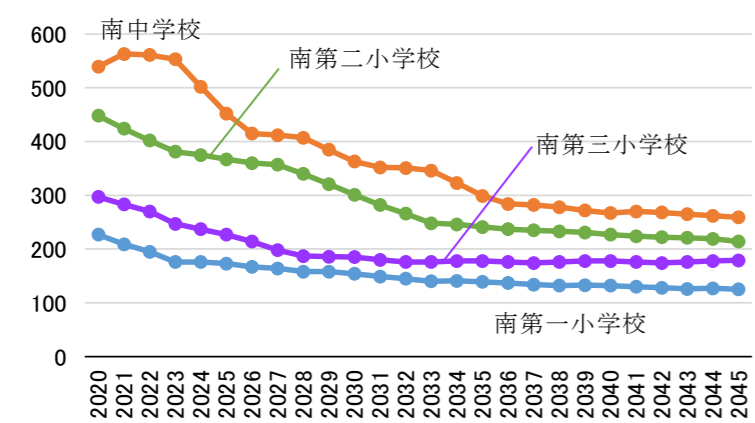
<留意事項>

- ・R2国勢調査に基づく推計は国の公表待ち(R5年度公表見込み)。

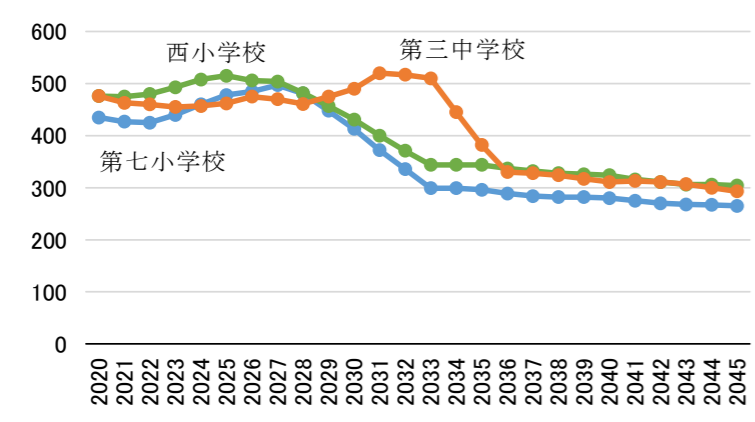
狭山中学校区の児童・生徒数の推計(7~12歳、13~15歳)



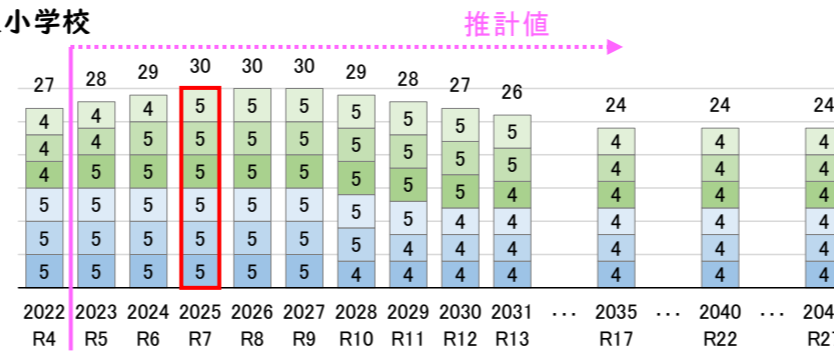
南中学校区の児童・生徒数の推計(7~12歳、13~15歳)



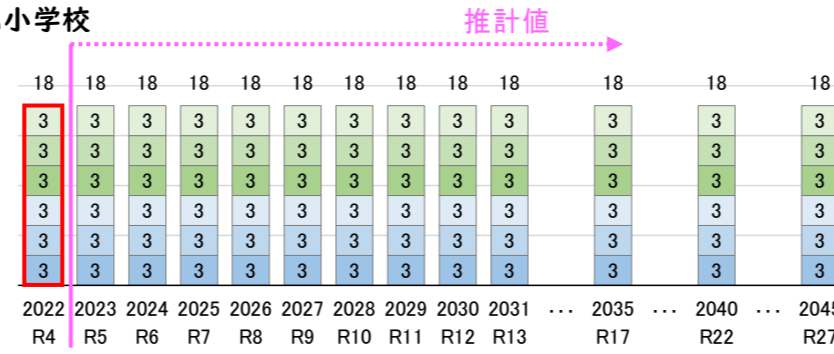
第三中学校区の児童・生徒数の推計(7~12歳、13~15歳)



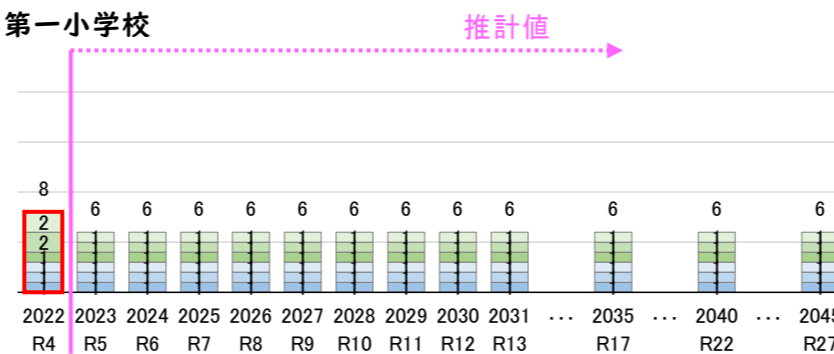
①東小学校



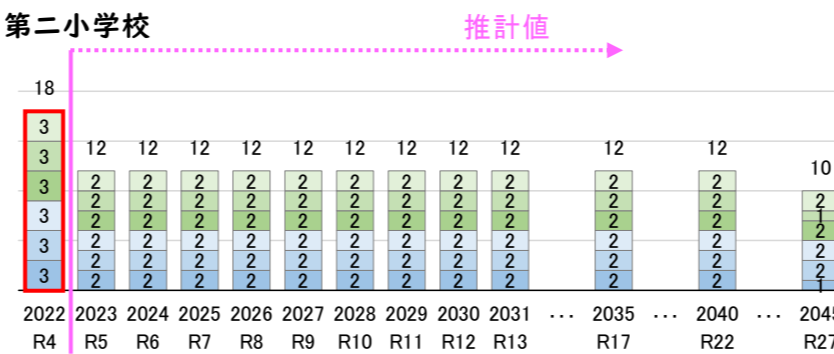
②北小学校



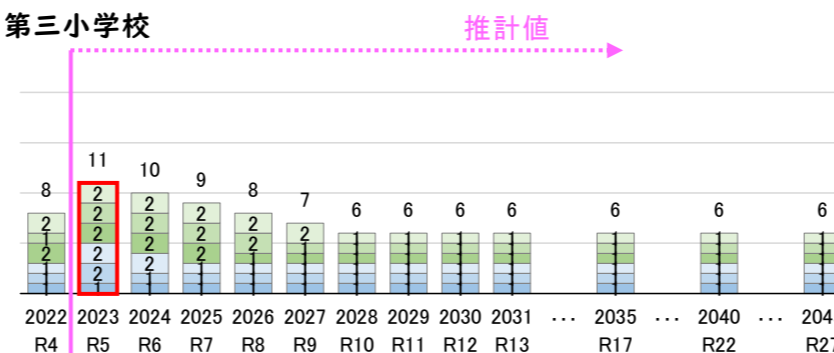
③南第一小学校



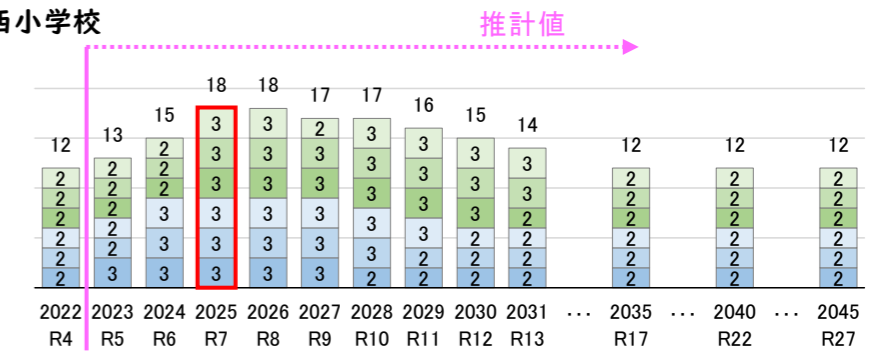
④南第二小学校



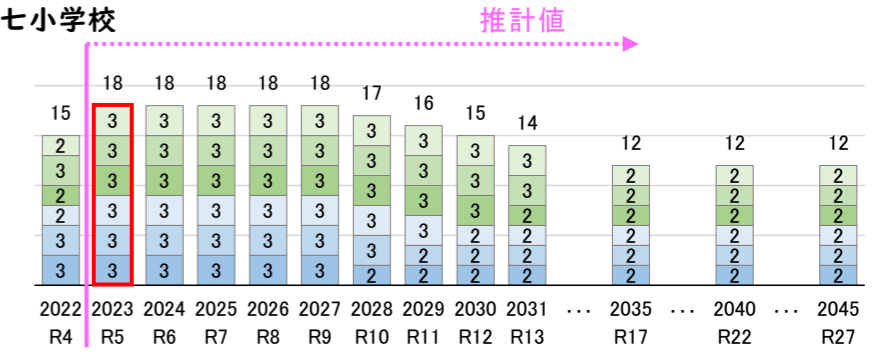
⑤南第三小学校



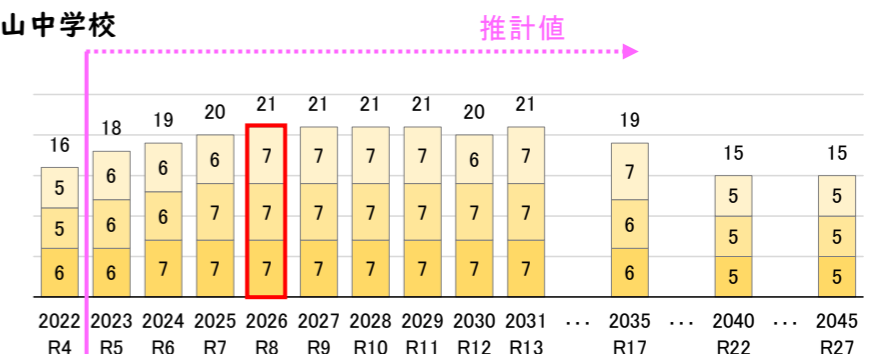
⑥西小学校



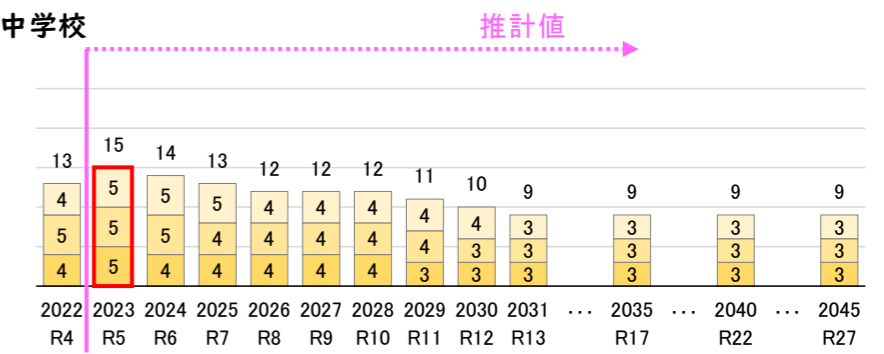
⑦第七小学校



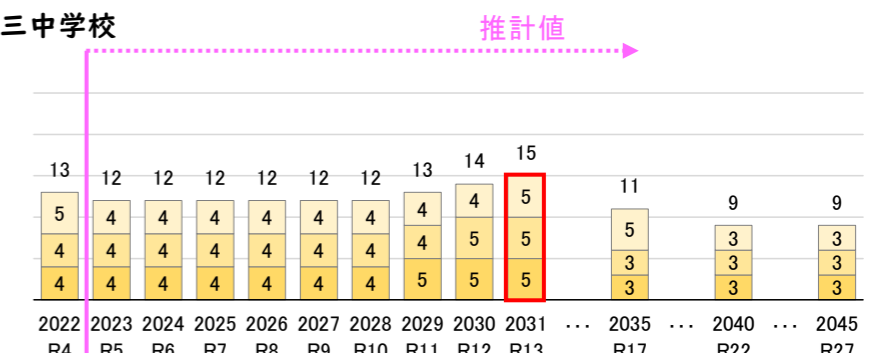
⑧狭山中学校



⑨南中学校



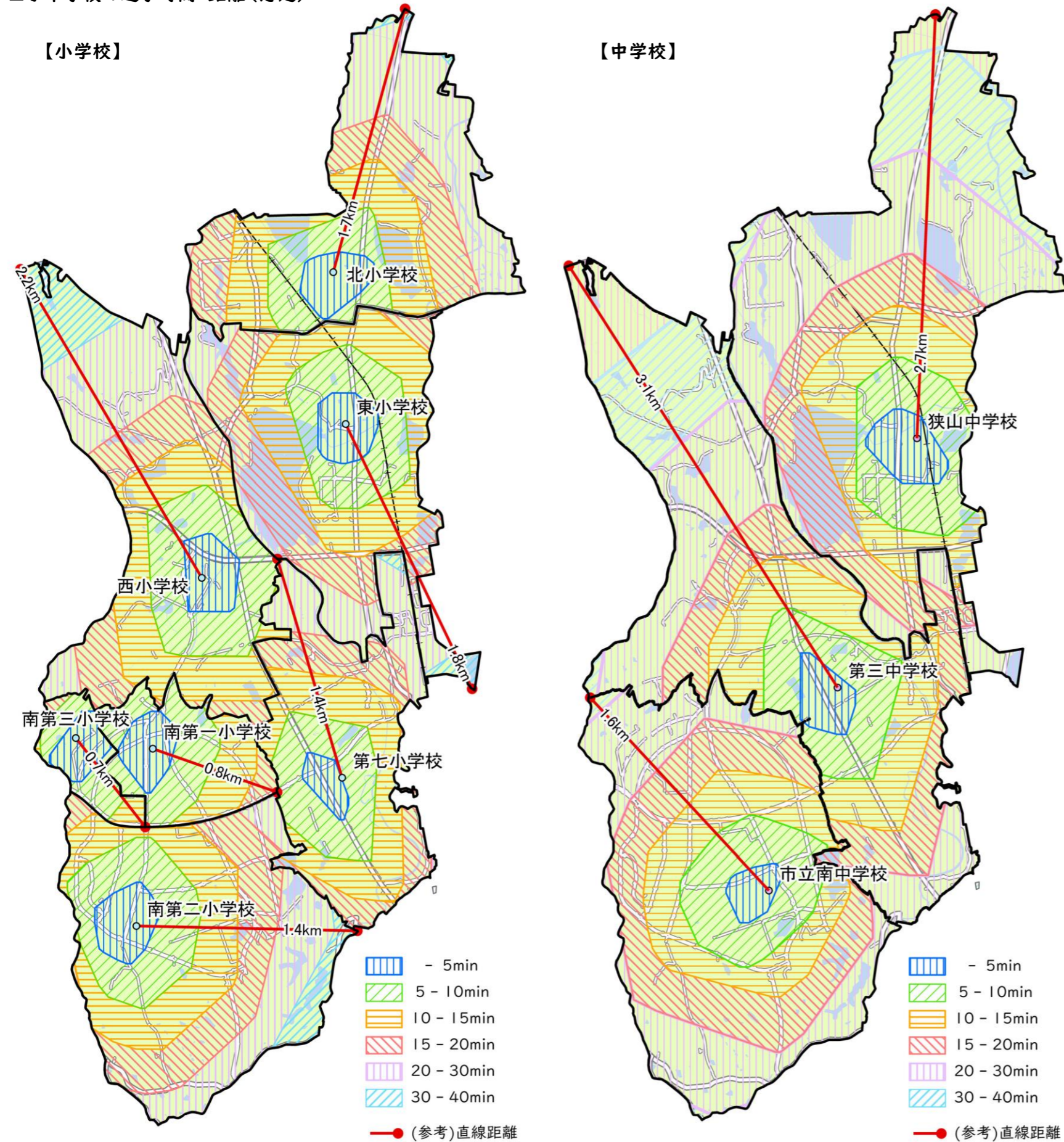
⑩第三中学校



【小学校】 1年(7歳) 2年(8歳) 3年(9歳) 4年(10歳) 5年(11歳) 6年(12歳) 【中学校】 1年(13歳) 2年(14歳) 3年(15歳)

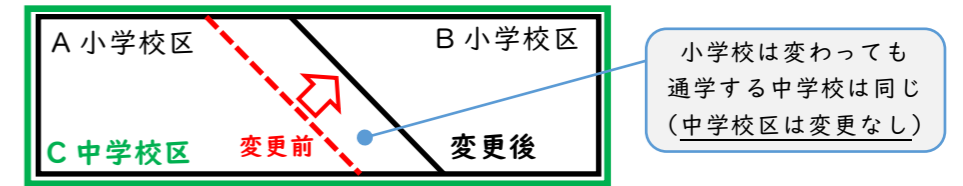
R4は実績値、R5以降は推計値(小学校は順次35人学級に移行)

■小中学校の通学時間・距離(想定)

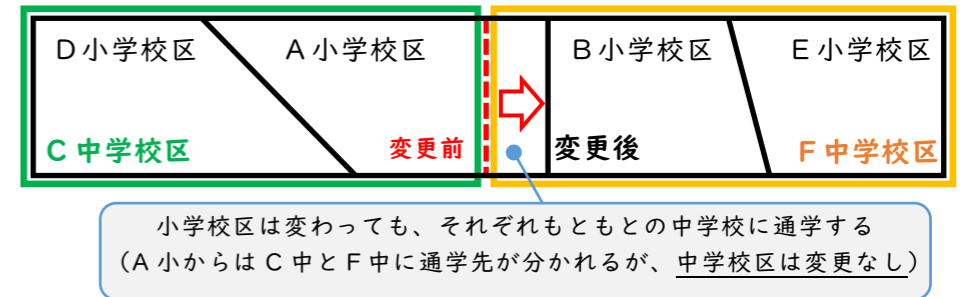


(参考)通学区域の見直しで想定されるパターンについて

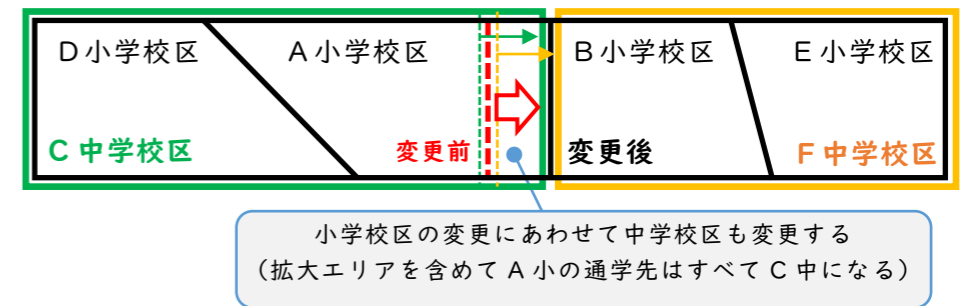
①同一中学校区内の小学校同士の見直し



②異なる中学校区内の小学校同士の見直し



③小学校と中学校の一体的な見直し



※児童は時速 3.6km(分速60m)、生徒は時速 4.0km(分速 67m)に設定(参考:阿久津邦夫,1975:歩行の科学,不昧堂出版)。  
 ※圏域は、道路ネットワークをもとに作成しているため、道路方向に伸びている。また、道路勾配による減速についても考慮している。

## ■小中学校で想定する手法(案) (「基本方針の策定指針(第一回委員会資料5)」をもとに再整理)

### ●規模の小さな学校に対する方策(必要な対策)(案)

#### (検討1) 隣接する学校同士の統合

学校の統廃合は、対象となる学校が小規模校の場合に、隣接する学校と統合することによって適正規模を確保する方法であり、一般的には統合を検討する学校のどちらかに統合され、一方は廃校となる。

学校の統廃合は、児童・生徒、保護者、地域住民及び学校の卒業生等にも影響を及ぼすことから、慎重に検討する必要がある、特に小学校は地域コミュニティの核として、防災、地域交流の場等、様々な機能を有していることから、地域住民等との調整が必要である。

(留意事項等)

- ・現状の学校規模による教育・学習環境及び学校園運営上の課題の精査
- ・本市の規模や地域性を踏まえた学校の適正規模(学級数等)や適正配置(人口動態、住宅開発状況等)に係る基準の見直し及び検討
- ・統廃合後の跡地利用の検討

#### (検討2) 通学区域の見直し

意見書：本市のまちづくりが中学校単位で進められていることを踏まえ、通学区域の見直しについては、地域の意見を十分に踏まえ、慎重に検討すること

通学区域の見直しとは、通学距離や通学経路の安全性などに配慮の上で、隣接する学区との境界を変更することであり、区域を見直す際には、小学校区と中学校区との整合、地域の自治会活動等との整合など、総合的な調整が必要となる。

##### 考えられる手法① 同一中学校区内の小学校同士の見直し

例) C 中学校区内の A 小と B 小の校区を変更し、規模の適正化を図るもの。通学する中学校は変更なし。

##### 考えられる手法② 異なる中学校区内の小学校同士の見直し

例) 中学校区に関わらず A 小と B 小の校区だけを変更し、規模の適正化を図るもの。  
(どちらかの小学校で、異なる中学校に通学することになる)

##### 考えられる手法③ 小学校と中学校の一体的な見直し

例) 小学校区の変更にあわせて、中学校区も変更し、規模の適正化を図るもの。

#### (検討3) 通学区域の弾力化

通学区域の弾力化とは、特定の地域に在住する児童・生徒について、一定の条件のもと指定校以外の隣接する学校への就学を認める制度である。

- 例) 現在、今熊3丁目にお住まいの方は南第三小に通うか西小に通うかを各家庭で選択できる。
- 基本的には多いほうから少ないほうへの就学を認めるもの(逆はなし)。
  - 校区界は変更しない。
  - 両校の規模が適正になるまでの期間だけ弾力化する、なども検討可能。

#### (検討4) 小中学校が連携した9年制の義務教育の推進

近くの小中学校を統合することで子どもたちの学びや育ち、地域の課題等が解決され、より良い教育の実現が期待される場合には、施設一体型小中一貫校<sup>※</sup>の整備について検討するとともに、小学校から中学校までを一つの学校(運営組織)として柔軟な学校運営やカリキュラムの運用を行う「義務教育学校<sup>※</sup>」の設置についても併せて検討する。

また、義務教育9年間を見通し、小学校から中学校への連続的な学びを推進するため、小学校5・6年生を対象として、教科別に専門の教員が教える「教科担任制」の導入についても検討する。

※小中一貫校：組織上独立した小学校と中学校が一貫した教育を施すかたちで、それぞれに校長、教職員組織を有する学校のこと。

※義務教育学校：一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。

### ●規模の大きな学校に対する方策(必要な対策)(案)

※35人学級に向けた喫緊(数年内)の対応については、教室棟の増築等を順次実施(東小・北小)

意見書：将来の児童・生徒数と教室の不足数について、十分な分析を行い、こどもの学びの環境を保障すること

#### (検討1) 通学区域の見直し

意見書：本市のまちづくりが中学校単位で進められていることを踏まえ、通学区域の見直しについては、地域の意見を十分に踏まえ、慎重に検討すること

通学区域の見直しとは、通学距離や通学経路の安全性などに配慮の上で、隣接する学区との境界を変更することであり、区域を見直す際には、小学校区と中学校区との整合、地域の自治会活動等との整合など、総合的な調整が必要となる。

##### 考えられる手法① 同一中学校区内の小学校同士の見直し

例) C 中学校区内の A 小と B 小の校区を変更し、規模の適正化を図るもの。通学する中学校は変更なし。

##### 考えられる手法② 異なる中学校区内の小学校同士の見直し

例) 中学校区に関わらず A 小と B 小の校区だけを変更し、規模の適正化を図るもの。  
(どちらかの小学校で、異なる中学校に通学することになる)

##### 考えられる手法③ 小学校と中学校の一体的な見直し

例) 小学校区の変更にあわせて、中学校区も変更し、規模の適正化を図るもの。

#### (検討2) 通学区域の弾力化

通学区域の弾力化とは、特定の地域に在住する児童・生徒について、一定の条件のもと指定校以外の隣接する学校への就学を認める制度である。

- 例) ○○町にお住まいの方は、A小に通うか、B小に通うかを各家庭で選択できるようにする。
- 基本的には多いほうから少ないほうへの就学を認めるもの(逆はなし)。
  - 校区界は変更しない。
  - 両校の規模が適正になるまでの期間だけ弾力化する、なども検討可能。

**(検討3) 既設の学校の増改築等**

意見書：校舎の増築等を実施する際には、学校現場と協議を行い、可能な限り学校現場の意見を取り入れるよう努めること。また、既存設備上に校舎を増築する場合は、代替設備の整備を済ませてから実施すること。  
 狭山中学校の取り扱いについては、あらゆる可能性を検討するとともに、こどもにとって最善の対応策となるよう努めること。

全ての市立小中学校の校舎は耐震補強を施しており、一部の学校では老朽化に伴う大規模改修を実施している。増改築により教室容量に起因する教育上のデメリットを緩和できる場合には、児童・生徒の教育環境の確保とともに地域コミュニティの活動拠点など学校用途以外の活用を視野に入れながら、総合的・長期的な視点に立ち、学校施設の維持管理経費の軽減も含めて検討する必要がある。

また、文部科学省からの35人学級制度の対応等も含めて、児童・生徒数の更なる増加等により、教室数の確保が困難になることが見込まれる場合には、移転についても検討する必要がある。

(留意事項等)

- ・現行法令に適する施設への対応
- ・増築にあたっては、将来的な人口減少を見据えた複合化施設等への転用も想定
- ・移転にあたっては、敷地面積、建築の可否、位置、周辺環境、児童・生徒の通学距離などを勘案
- ・園児、児童・生徒及び保護者や学校関係者、地域住民との合意形成
- ・財源の負担軽減や効率性を考慮
- ・増改築等のための財源確保

**(検討4) その他、関連して検討すべき事項**

**① 近隣校の学校施設の共同利用**

意見書：狭山中学校や東小学校は在籍数が多く、運動場等が手狭になっていることから、こどもの健やかな成長を促すため、十分な広さの運動場等の確保に努めること

狭山中学校区の学校では大規模校化が進行しており、各校の普通教室が不足することが懸念されている。また、支援学級の状況により余裕教室の状況も変動することとなる。

これらの状況から、隣接する学校施設等の共同利用により教室容量に起因する教育上のデメリットを緩和できる場合には、学校施設の維持管理経費の軽減も含めて検討する必要がある。

(留意事項等)

- ・プールや体育館など、体育スペースの共同利用
- ・移動の際の安全確保など
- ・共同利用する施設の老朽化対策

**② 小中学校が連携した9年制の義務教育の推進**

大規模校の教室容量に起因する課題を解決するために施設一体型小中一貫校の整備について検討するとともに、小学校から中学校までを一つの学校（運営組織）として柔軟な学校運営やカリキュラムの運用を行う「義務教育学校」の設置についても併せて検討する。

また、義務教育9年間を見通し、小学校から中学校への連続的な学びを推進するため、小学校5・6年生を対象として、教科別に専門の教員が教える「教科担任制」の導入についても検討する。

**(参考) 小中学校の適正規模・適正配置のための主な手法における一般的なメリット・デメリット**

区分	一般的なメリット	一般的なデメリット
学校の統合	・地域を分断することなく学校規模を調整することができる。	・通学距離が長くなる児童・生徒が発生する恐れがある。 ・廃校となる地域の活力を削ぐ恐れがある。 ・学校が地域交流の中心に位置付けられている点から、十分に地域事情に配慮する必要がある。
通学区域の見直し	・対象校の学校規模を調整できる。	・地域を分割・分断する恐れがある。 ・対象地域の児童・生徒の指定校を強制的に変更することになる。 ・通学距離が長くなる児童・生徒が発生する恐れがある。 ・住宅開発の影響等により、数年で同様の課題が発生する恐れがある。 ・小規模校同士又は大規模校同士が隣接しているケースでは効果が薄い。 ・地域や保護者との議論を重ねた上で決定された通学区域については、設定時の経緯を十分に考慮する必要がある。
通学区域の弾力化	・対象校の学校規模を調整できる。 ・児童・生徒が学校を選択できる。	・通学距離が長くなる児童・生徒が発生する恐れがある。 ・制度が利用されず、効果が低い恐れがある。 ・地域と学校の関係が希薄になる恐れがある。 ・小規模校同士または大規模校同士が隣接しているケースでは効果が薄い。
学校の増改築等	・学校施設の容量に起因する教育上のデメリットを緩和することができる。	・財政的な負担が増える。 ・将来的に少子化が進行することを踏まえて計画を策定する必要がある。
近隣の学校施設の共同利用	・学校施設の容量に起因する教育上のデメリットを緩和することができる。	・他の施設利用者との調整、移動時の安全確保等、相当な準備が必要となる。
小中一貫校（9年制の義務教育の推進）	・対象校の学校規模を調整できる。 ・小学校から中学校への円滑な接続と児童・生徒の異学年交流などにより、いじめ・不登校の減少に期待できる。 ・教員同士の連携による教員の資質向上が図られる。	・9年間の系統性に配慮した指導計画の作成、教材の開発が必要である。 ・年間行事予定の調整・共通化が必要となる。 ・教職員間での打ち合わせ時間の確保や小中学校合同の研修時間の確保が必要となる。 ・転校生への対応が必要となる。

## ■こども園の適正規模・適正配置のための方策（必要な対策）（案）

### （現状認識）

市立こども園は、現在二つの園舎で運営しているが、敷地がわかれているため、例えば、0歳児から5歳児まで幅広い子ども達が交わって生活していくことにより、自然に上の年齢のこどもへのあこがれを抱いたり、下の年齢のこどもへのいたわりの心を育むといった、こども園の良さを活かした教育・保育を実践していくことが難しい状況にある。

また、両施設とも建築後40年以上が経過しており、今後も維持管理に多額の経費が必要となることが見込まれるほか、施設ごとに早朝・延長保育への対応が必要となるため、職員配置においても通常よりも多くの人数が必要となるなど、非効率的な運営が続いている状況にある。

### （方向性）

一つの園舎での運営の実現に向けて、園舎の移転（建替え）や増改築による施設の統合を進めるとともに、定員の見直しや満3歳児保育の実施についても検討する。

具体的な統合等の手法や時期、場所の検討にあたっては、こども園単独で検討するのではなく、小中学校の適正配置の取組や市全体の公共施設の再配置の取組の状況、今後のまちづくりの動向なども視野に入れながら、進めていくこととする。

### （その他、留意すべき事項）

- ・敷地面積、建築の可否、位置、周辺環境などを勘案
- ・保護者や学校関係者、地域住民との合意形成
- ・将来的な人口減少を見据えた複合化施設等を考慮
- ・財政負担の軽減や効率性を考慮

## ■幼稚園で想定する手法（案）

6月～7月にかけて実施するアンケート調査の結果を踏まえて適正規模等を検討予定  
（第7回以降の委員会を予定）

■大阪狭山市内の特定保育・教育施設一覧

経営主体	施設名	施設種別	定員	備考
公立	東幼稚園	幼稚園	210	
公立	半田幼稚園	幼稚園	105	
公立	東野幼稚園	幼稚園	105	
公立	大阪狭山市立こども園	認定こども園(教育)	75	
		認定こども園(保育)	151	
私立	池尻保育園	保育所	120	
私立	ルンビニ保育園	保育所	90	
私立	花梨つばさ保育園	保育所	120	
私立	(仮称)半田保育園	保育所	100	開園予定
私立	大野台こども園	認定こども園(教育)	75	
		認定こども園(保育)	144	
私立	つぼみこども園	認定こども園(教育)	15	
		認定こども園(保育)	120	
私立	山本こども園	認定こども園(教育)	15	
		認定こども園(保育)	80	
私立	大谷さやまこども園	認定こども園(教育)	75	
		認定こども園(保育)	126	
私立	きらりこども園	認定こども園(教育)	57	
		認定こども園(保育)	163	
私立	池尻ななこども園	認定こども園(教育)	15	
		認定こども園(保育)	113	
私立	サニーサイド	地域型保育事業 (小規模保育事業)	12	
私立	西山台くじら小規模保育園	地域型保育事業 (小規模保育事業)	19	令和4年4月開園
			2,105	

～大阪狭山市の教育・保育施設位置図～

